

居宅介護支援事業所 廿代 運営規程

(事業の目的)

第1条 龍馬観光株式会社が開設する居宅介護支援事業所廿代（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 廿代
- (2) 所在地 高知県高知市南元町 85 番地 住宅型有料老人ホームあさひの里

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務員
必要な事務を行う。

(営業日、営業時間)

第5条 営業日、営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は原則として当事業所とし、その他に利用者宅・サービス事業所等適切な場所を調整するものとする。
- (2) 使用する課題分析表の種類は居宅サービス計画ガイドラインとする。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は原則として当該利用者宅とする。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は概ね月に1～2回程度とし、この目安以外にも利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合には訪問することがある。
- (5) モニタリングの結果記録は、1ヶ月に1回とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はないものとする。

その他の費用として、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた実費を徴収できるものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点より、1キロメートルごとに50円を徴収できるものとする。ただし、交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高知市とする。

(事故発生の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、

管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 虐待防止のための措置

(1) 居宅介護支援の資質の向上のために、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 年1回以上

(2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第11条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止の為に必要な措置

2 事業者は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ市町村へ報告する。

第12条 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	国則 穂高
-------------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

附則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月1日から改定施行する。

この規定は、令和4年12月1日から改訂施行する。